津和野町新型コロナウィルス緊急経済対策雇用維持支援給付金支給要綱

令和４年１月１日改正

（目的）

第１条　津和野町は、新型コロナウィルス感染症の流行に伴う影響によって生じる町内事業者等を支援するため、本町で事業等を行い事業の継続と雇用の維持継続に意欲のある法人又は個人事業者（以下「事業者等」という。）に対し、本町経済の安定と地域活力の増進を目的として、予算の範囲内で津和野町新型コロナウィルス緊急経済対策雇用維持支援給付金を支給することとし、その支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業者等の定義）

第２条　前条に規定する事業者等とは、令和３年４月１日現在で本町において事業を実施し、次の各号のいずれにも該当する事業者等をいう。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する事業者等であること。ただし、個人開業医、農業法人、個人農家は除く。
2. コロナウィルス感染症の流行に伴う影響によって、令和３年４月期から同年９月期までの売上額の合計が、前年又は前々年同期に比して15パーセント以上減少していること。（以下「減少額」という。）
3. 令和３年12月末日において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第４条に規定する雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）を有する事業者等であること

（４）　納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課等と納付についての協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していること

（５） 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者等であること

（６） 社会通念上不適切であると判断される事業者等でないこと

２　前項第２号に規定する減少額については、前年又は前々年同月期の試算表による比較をもって算出することとし、減少率について津和野町商工会（以下「商工会」という。）の確認を受けることとする。試算表を有しない事業者等は、商工会に帳簿等の関係資料を提出のうえ、同様の確認を受けるものとする。事業者等は、商工会の確認に際しては、商工会が求める関係書類の提出に応じなければならない。

３　商工会は、前項に規定する確認により減少額が15パーセント以上であることが明らかとなった事業者等に対して、商工会が別に定める証明書を発行するものとする。

　（給付金の額等）

第３条　この交付要綱で交付する給付金の額は、令和３年12月末時点において町内事業所で業務に従事する被保険者数に50,000円を乗じた額とする。

２　前項に規定する被保険者は、12月末時点において被保険者としての継続した期間が３ヵ月以上なければならないものとする。

３　事業者等が受けることのできる給付金は、1回限りとし、給付金の上限額は50万円とする。

（給付金の申請）

第４条　給付金を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、津和野町新型コロナウィルス緊急経済対策雇用維持支援給付金支給申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　町税等において滞納がないことを証明する書類（事業者等の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。）

（２）　第２条第３項に規定する商工会が発行する減少率証明書

（３）　雇用保険加入資格者証の写

（４）　その他町長が必要と認める書類

（給付金の支給決定）

第５条　町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い支給の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の支給決定等を行った場合は、申請者に対し速やかに津和野町新型コロナウィルス緊急経済対策雇用維持支援給付金支給決定（却下）通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　町長は、審査に当たっては、必要に応じて商工会に意見を求めることができるものとする。

（給付金の請求）

第６条　前条の支給決定を受けた申請者は、津和野町新型コロナウィルス緊急経済対策雇用維持支援給付金請求書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（事業者等の義務）

第７条　第５条により支給決定を受けた事業者等は、第1条に規定する給付金支給の目的が達成されるよう、誠実に事業の継続及び雇用の維持継続に取り組まなければならない。

　（調査等）

第８条　町長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し事業所別被保険者台帳等の根拠資料の提出を命じ、又は必要な調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第９条　町長は、事業者等が次の各号に該当する場合には、第５条に規定する給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　事業者等が、法令又は本要綱の規定に違反したとき

（２）　事業者等が、給付金を本要綱の目的以外に使用したとき

（３）　事業者等が、事業の実施に当たって、不正、怠慢、その他著しく不適切な行為を行った場合

（給付金の返還）

第10条　町長は、前条の取り消しを行った場合において、既に支給した給付金の一部又は全部を返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

（１） 事業者等が死亡したとき

（２） 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

　（委任）

第11条　この告示に定めるもののほか、給付金の支給に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年１月１日から施行する。